

# 平成29年度県税収入決算について

平成30年8月10日  
経営管理部税務課

## 1 概況(表1)

平成29年度県税収入決算額 1,392億2百万円(前年度比▲5億61百万円、▲0.4%)  
(前年度決算額 1,397億63百万円)

・個人県民税や自動車取得税、軽油引取税などの税目で増収となったものの、地方消費税や法人事業税、不動産取得税などの税目で減収となった結果、税収総額は2年連続で減少となった。

〈参考〉

平成29年度県税収入決算額から、地方消費税等の清算を行い市町村交付金を除いた実質的な税収額は、1,253億97百万円(前年度比+1億60百万円、+0.1%) (表2)

## 2 主な税目の状況(表1) ※いずれも現年課税分について

### (1) 法人二税 決算額332億44百万円(前年度比▲7億67百万円、▲2.3%)

一定の業種において企業収益の向上がみられるものの、平成29年3月期の円高等を受けた業績の伸び悩みによる影響等により、法人県民税は、48億61百万円(前年度比▲1億18百万円、▲2.4%)、法人事業税は、283億83百万円(前年度比▲6億49百万円、▲2.2%)となった。

### (2) 個人県民税(均等割、所得割) 決算額366億94百万円(前年度比+2億48百万円、+0.7%)

給与所得の増加や就労が進んだ結果、納税義務者数の増等により、増収となった。

### (3) 地方消費税 決算額306億47百万円(前年度比▲16億83百万円、▲5.2%)

納期限の関係でH27年度分税収の一部がH28年度に繰り越されて増加していたことの反動等により、H29年度は相対的に減収となった。

なお、実質的な税収(道府県間での清算を行い、市町村交付金を除いた額)は、201億56百万円(前年度比+1億42百万円、+0.7%)となり、このうち税率引上げによる増収額(社会保障財源分)は、82億85百万円(前年度比+59百万円、+0.7%)となった。

### (4) 軽油引取税 決算額107億21百万円(前年度比+3億21百万円、+3.1%)

軽油販売量の増加により、増収となった。

### (5) 自動車取得税 決算額17億53百万円(前年度比+3億99百万円、+29.5%)

新車販売台数の増による課税台数の増加等により、増収となった。

### (6) 水と緑の森づくり税(法人県民税及び個人県民税の内数)

森林を全ての県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための新たな財源として平成19年度に導入された水と緑の森づくり税の税収は、3億77百万円となった。

### (7) その他

不動産取得税が、昨年度、大型商業施設等の大口の取得があったことの反動減等により、24億23百万円(前年度比▲5億2百万円、▲17.2%)となった。

県民税株式等譲渡所得割が13億41百万円(前年度比+8億18百万円、+156.3%)、県民税配当割が13億20百万円(前年度比+2億68百万円、+25.5%)と増収となった。

### 3 収入率、収入未済額

#### (1) 平成 29 年度収入率

- 現年課税分の県税全体の収入率は 99.3%となり、前年度と同じとなった。  
また、滞納繰越分を含めた県税全体の収入率は 98.2%となり、前年度比+0.2ポイント上昇した。
- 主な税目の状況（現年課税分収入率）
  - ・個人県民税：98.9%〔前年度比+0.2ポイント上昇〕
  - ・自動車税：99.8%〔前年度比+0.1ポイント上昇〕

#### (2) 平成 29 年度収入未済額

- 現年課税分と滞納繰越分を含めた県税の収入未済額は 24 億 91 百万円（前年度比▲1 億 76 百万円、▲6.6%）と前年度から減少した。
- 主な税目の状況
  - ・個人県民税：18 億 10 百万円（前年度比▲1 億 46 百万円、▲7.5%）
    - ※7年連続で減少
    - ※なお、個人県民税は、個人市町村民税とともに市町村が賦課徴収している。
  - ・自動車税：1 億 2 百万円〔前年度比▲16 百万円、▲13.9%〕
    - ※12年連続で減少

## (用語に関する補足説明)

### ○ 法人二税

法人事業税及び法人県民税を指す。

### ○ 地方消費税率の引上げ

平成26年4月から消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられ、地方消費税についても消費税率換算で1%から1.7%に引き上げられた。

なお、地方消費税収のうち税率引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

### ○ 地方消費税の清算

地方消費税は法人・個人の住所地（譲渡割）や、保税地域（港湾等）の所在地（貨物割）の都道府県にいったん納付されるが、税の最終負担者（消費者）が消費を行った都道府県に税収を帰属させるため、小売年間販売額等の消費に関連した基準により、47都道府県間で清算を行っている。

### ○ 市町村交付金

地方税法の規定により、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税、自動車取得税、ゴルフ場利用税については、都道府県が徴収した税収の一定割合を市町村に交付することとされている。

### ○ 水と緑の森づくり税

とやまの森を県民全体で守り育てるため、平成19年4月に導入、県民税の均等割の税率に一定額を上乗せして課税している。税率は、平成29年4月から個人が500円/年、法人が資本金等の額に応じ1,000円～100,000円/年となっている。

### ○ 現年課税分

納税義務者が納入すべき税額のうち、当該年度に賦課決定等がなされた分。これに対し、納税義務者が納入すべき税額のうち、前年度の収入未済額であった分を「滞納繰越分」という。

### ○ 収入未済額

当該年度に納税義務者が納入すべき税額のうち、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されなかった額。

### ○ 収入率

当該年度に納税義務者が納入すべき税額に対して、実際に納入された金額の割合。